

○米沢市建設工事等

競争入札参加者審査会規程

[昭和 53 年 6 月 1 日 訓令第 13 号]

最終改正 令和 7 年 4 月 28 日 訓令第 9 号

令和 7 年 5 月 1 日 施行

(設 置)

第 1 条 指名競争入札に参加する請負業者の選定等に関し、適正を図るため、米沢市建設工事等競争入札参加者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審査会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 12 号。以下「令」という。）第 1 6 7 条の規定により行う指名競争入札に参加する請負業者のうち建設工事及び建設工事に係る調査、測量、設計、監理等の委託業務（以下「建設工事等」という。）に係る指名競争入札に参加する請負業者の選定の審査
- (2) 米沢市低入札価格調査制度実施規程（平成 15 年米沢市告示第 29 号）第 5 条第 3 項の規定による審査
- (3) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程（平成 6 年米沢市告示第 66 号。以下「指名停止規程」という。）第 12 条の規定による審査
- (4) その他委員長が必要と認めるもの

(組織等)

第 3 条 審査会は、委員長、委員及び幹事で組織する。

2 前項の審査会の種別、審査内容及び構成員は、次のとおりとする。

種 別	審 査 内 容	構 成 員
1 号審査会	1 1 件の設計金額が 2,000 万円以上の建設工事等の指名競争入札参加者の選定の審査 2 米沢市低入札価格調査制度実施規程第 5 条第 3 項の規定による審査（1 件の設計金額が 2,000 万円以上の建設工事等） 3 指名停止規程に規定する基準に抵触した場合の指名停止に関する審査	委員長 副 市 長 委員 総 務 部 長 委員 企 画 調 整 部 長 委員 市 民 環 境 部 長 委員 健 康 福 祉 部 長 委員 産 業 部 長 委員 建 設 部 長 委員 上 下 水 道 部 長 委員 教 育 委 員 会 教 育 管 理 部 長 幹 事 総 務 部 契 約 検 査 課 長 幹 事 工 事 主 管 課 長 (業務名を冠する主幹を含む。)

2号審査会	<p>1 1件の設計金額が1,000万円以上2,000万円未満の建設工事等の指名競争入札参加者の選定の審査</p> <p>2 米沢市低入札価格調査制度実施規程第5条第3項の規定による審査（1件の設計金額が200万円を超え2,000万円未満の建設工事等）</p>	<p>委員長 総務部長 委員 建設部長 委員 工事主管部長 委員 総務部契約検査課長 委員 工事主管課長 （業務名を冠する主幹を含む。） 幹事 総務部契約検査課長補佐 幹事 工事主管課長補佐</p>
3号審査会	<p>1 件の設計金額が200万円を超え1,000万円未満の建設工事等の指名競争入札参加者の選定の審査</p>	<p>委員長 総務部契約検査課長 委員 建設部土木課長 委員 建設部都市計画課長 委員 建設部建築住宅課長 委員 工事主管課長 （業務名を冠する主幹を含む。） 幹事 総務部契約検査課長補佐 幹事 工事主管課長補佐</p>

3 委員長は、審査会の会務を総理する。

4 1号審査会の委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。

5 幹事は、委員長の命を受け、審査会の庶務を担当する。

（会議）

第4条 審査会は、必要のつど委員長が招集する。ただし、委員長が不在のときは、あらかじめ指名した委員が招集することができる。

2 審査会の成立は、委員の3分の2以上の出席がなければならない。

3 委員は、会議に出席し、議題を審議する。

4 幹事は、会議に出席し、意見を述べることができる。

（指名基準）

第5条 審査会は、指名競争入札に参加する者を選定するに際しては、次に掲げる事項を考慮の上、審査しなければならない。

(1) 令第167条の11第1項に関するものの有無

(2) 米沢市契約規則（昭和53年規則第5号）第23条第2項の規定による指名競争入札参加者登録簿に登録の有無

(3) 不誠実な行為の有無

(4) 経営状況

(5) 当該指名競争入札に係る建設工事等についての技術的適性

(6) 建設工事等の成績

(7) 同種の建設工事等の実績

(8) 手持建設工事等の状況

(9) 当該指名競争入札に係る建設工事等に対する地理的条件

(10) 安全管理の状況

- (11) 労働福祉の状況
- (12) 納税の状況

(指名業者数)

第6条 指名競争入札に係る指名業者数は、次の各号に掲げる設計金額の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。ただし、当該指名競争入札により締結しようとする契約の内容により、当該各号に定める数の入札者を指名することが困難なときは、この限りでない。

- (1) 1件の設計金額が1,000万円未満 5者以上
- (2) 1件の設計金額が1,000万円以上2,000万円未満 6者以上
- (3) 1件の設計金額が2,000万円以上 7者以上

(低入札価格判定基準)

第6条の2 審査会は、第2条第2号の審査を行うに際しては、別に定める判定基準に基づき行うものとする。

(平成16年11月26日改正)

(意見の聴取)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(緊急の場合の措置)

第8条 委員長は、緊急やむを得ない事情のため会議を開催することができない場合は、委員及び幹事への関係書類の回議をもって当該会議の開催に代えることができるものとする。

(随意契約の参加者の選定)

第9条 令第167条の2第1項の規定により行う随意契約に参加する請負業者の選定については、この規程の例により行うものとする。

(会議の非公開)

第10条 審査会は、非公開とする。

2 何人も、審査会の審議内容を他にもらしてはならない。

(秘密の保持)

第11条 指名業者の推せん及び選定内容並びに設計金額その他付議事項については、取扱者以外に漏らしてはならない。

(庶務及び記録)

第12条 審査会の庶務は幹事において処理し、会議の内容を記録しなければならない。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、審査会の運営に関して必要な事項は、審査会において協議の上定める。